

受付番号： 2020-1-718

課題名：ヒト膵臓組織を用いた膵ランゲルハンス島における迷走神経系の組織学的解析

1. 研究の対象

2000年1月から2019年12月に東北大学病院で全膵臓摘出、膵臓部分摘出手術を受けた方の膵臓組織を用いて、後ろ向きに膵ランゲルハンス島における迷走神経系を組織学的に解析します。

2. 研究期間

2020年5月倫理委員会承認後)～2025年4月

3. 研究目的

ヒト膵臓を用いて、膵ランゲルハンス島における迷走神経系を組織学的に解析し、その分布を明らかにすることが目的です。

4. 研究方法

膵臓の薄切標本、あるいは凍結組織ブロックを透明化したものを用いて、免疫染色により膵β細胞と迷走神経線維、膵臓内迷走神経節を可視化します。その上で膵島における迷走神経線維分布密度、膵島の大小による迷走神経線維分布の差異、膵臓迷走神経節の数、膵臓迷走神経節と膵ランゲルハンス島との位置関係などについて画像解析ソフトを用いて計測、解析します。また、肥満度や加齢によってこれらの項目がどのように変化するのかも解析します。

さらに2型糖尿病の有無によって、上記項目に差異があるかどうか比較検討を行います。

研究費は科学研究費または運営費交付金を使用し、利益相反および個人の収益等はありません。対象者への負担および利益はなく、経済的負担及び謝礼はありません。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

患者情報は診療録から後向きに収集します。試料は東北大学病院病理部に保存されている臓器より採取します。個人情報情報は匿名化されます。

情報は鍵のかかる東北大学病院糖尿病代謝科医局の書棚で保管します。研究成果は個人が特定されない形で、医学会で発表します。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町2-1

TEL 022-717-7611

東北大学大学院糖尿病代謝科

研究事務局：川名洋平

研究責任者：東北大学大学院医学系研究科糖尿病代謝内科学分野 今井淳太

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

① 利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

② 利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知す

ることにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合